

2020年2月14日

日旅 営企・海外第200024号

お客様 各位

株式会社 日本旅行  
海外旅行事業部

## 新型コロナウイルス関連

### 台湾へご出発のお客様へのご案内（入境健康声明書の提出が必要です）

各国政府機関は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、中国に滞在されていた旅客や中国籍パスポート保持者の各国入国について拒否または制限をする動きとなっております。このたび台湾については、日本台湾交流協会より以下の対応が発表されましたのでご案内いたします。

#### 記

内容：入境健康声明書の提出の義務付け

適用開始日：2020年2月11日より

対象旅客：航空便で台湾に到着する全ての旅客

提出場所：台湾到着時 ※入境健康声明書は航空機内で配布されます。（英文及び漢文）  
入境健康声明書のサンプル及び記入例は別紙をご覧ください

日本台湾交流協会の情報（抜粋）

- 国境検疫措置を強化するため、本（11）日から、中国、香港、マカオ以外からのすべての入境航空便旅客は、「入境健康声明書」を記入しなければならず、入境14日以内に、中国、香港、マカオ等の流行地域への渡航歴、接触歴を記入しなければならない。
- 事実と異なる記載をしたり、拒否、逃避、妨害を行った者には、法律に基づき最高15万元の罰金を科す。
- 中国、香港、マカオからの入境航空便旅客は、引き続き「入境健康声明及び在宅検疫通知書」を記載し、入境後14日間~~在宅~~検疫措置に協力しなければならない。

なお入境健康声明書には「入国して14日以内に公共の場所へ行く場合は、必ずマスクをしてください」と記載されていますが、台湾では現在マスク購入に制限があり、旅行者は購入することは困難です。台湾に入国されるお客様は日本からマスクを携行いただきますようご案内申し上げます。

対応については日々変更されますので、下記ホームページや航空会社で最新の情報をご確認ください

日本台湾交流協会

<https://www.koryu.or.jp/news/?itemid=1505&dispmid=5287>

以上